○米沢市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱規程

令和6年3月28日 告示第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下 「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法 人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出するものとする。
 - (1) 法人の住所
 - (2) 法人の名称又は商号
 - (3) 代表者氏名
 - (4) 事務所又は営業所の所在地
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
 - (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(支援法人の指定)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、本市による 法第24条に掲げられる業務の実施が困難であって、かつ、申請内容が次の各号のいずれ にも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人と して指定するものとする。
 - (1) 申請者が、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する

特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがな くなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - 才 暴力団員等
 - カ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員等を利用している者
 - キ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜の供与する等暴力団 の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - ク その他、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- 2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。
- 3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、書面により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に

より行うものとする。

- (1) 支援法人の名称又は商号
- (2) 代表者氏名
- (3) 変更予定年月日
- (4) 変更する事項
- (5) 変更の内容及び理由
- (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を 記載した届出書を市長に提出するものとする。
 - (1) 支援法人の名称又は商号
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 変更予定年月日
 - (4) 変更の内容及び理由
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(業務の廃止)

- 第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した届出書 により市長に届け出るものとする。
 - (1) 支援法人の名称又は商号
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 廃止年月日
 - (4) 廃止の理由
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定 による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所 又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

- 第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に 提出するものとする。
- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

- 第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による 命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に 該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定に よる指定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、書面により当該支援法人に通知 するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。